

志賀小学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

志賀町立志賀小学校

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの未然防止	1
① いじめを許さない雰囲気作り	
② 分かる授業作りの推進	
③ 自己有用感や自己肯定感の育成	
④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定	
⑤ 特に配慮が必要な児童についての対応	
(2) いじめの早期発見	2
① アンケート調査や教育相談の実施	
② 教師と児童の信頼関係の構築	
③ 家庭や地域との連携	
④ 教職員間の情報共有	
(3) いじめへの対処	3
① 組織的な指導体制の確立	
② 関係機関との連携	
③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
④ インターネットを通じて行われるいじめの例	
⑤ いじめの「解消」の定義	
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために実施する施策	4
(1) いじめ問題対策チーム（常設）の設置	4
① 目的	
② 構成	
③ 役割	
(2) いじめ問題個別案件対応班について	5
① 目的	
② 構成	
③ 機能・役割	
(3) いじめ対応アドバイザーの活用について	6
(4) いじめの未然防止等に関わる具体的な取組	7
① 生徒指導に関わる取組	
② 授業改善に関わる取組	
③ 道徳教育や人権教育等の充実	
④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
⑤ 児童会の取組	
⑥ 情報モラル教育の充実	
⑦ アンケートや教育相談	
⑧ 校内研修の実施	
⑨ 家庭や地域との連携	
(5) いじめの未然防止等に関わる取組の年間計画（令和8年度版）	8
(6) いじめの早期発見に関する留意事項	9
① 学校で分かるいじめ発見のポイント	
② 家庭で分かるいじめ発見のポイント	

(7) いじめへの対処に関する留意事項	12
① いじめを受けている児童への対応	
② いじめを行っている児童への対応	
③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応	
④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応	
⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応	
⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの学校の対応	

2 重大事態への対処	15
(1) 重大事態の発生と報告	15
① 重大事態の意味	
② 重大事態の報告	
(2) 重大事態の調査	15
(3) 調査結果の提供及び報告	15
① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供	
② 調査結果の報告	

第3章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項	
1 学校いじめ防止基本方針の公表	16
2 主な相談機関・外部連携機関	16
3 いじめ問題に対する校内体制整備	17
4 いじめ問題への取組チェックポイント	18
5 資料 いじめ問題に関わる犯罪に該当する可能性がある行為について	20

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作り・集団作り・学校作りを行っていく。

① いじめを許さない雰囲気作り

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見ていたり、囃し立てたりしている児童を容認するものに他ならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる授業作りの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業に向け、一層の授業改善に努める。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む

妬みや嫉妬などいじめに繋がりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

⑤ 特に配慮が必要な児童についての対応

発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。また、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係作りに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くとって対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報は、常に学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携しながら対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は責任を持って、町教育委員会に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット（掲示板・SNS等）上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、町教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。また、児童生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

④ 「インターネット上のいじめ」の例

○メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

（例）ある児童が、同じ学年の児童とトラブルになり、その児童のことをインターネット上の掲示板で、卑猥な表現を用いて中傷した。



・「ネットなら誰が書いたかわからない」と勘違いしている子もいるが、警察が動くようなケースだけでなく、ネット上のさまざまな情報により書き込んだ本人が特定できる場合が多いことも認識させる。

○悪口や誹謗・中傷の内容を拡散するよう呼びかける

（例）特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、SNSを通して知らない人に拡散するよう呼びかけ、多くの人に広まった。



・書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となることを理解させる。それを広めるとさらに罪が重くなることもわからせる。

○なりすまし投稿による誹謗・中傷

（例）A君はB君が気に入らず、他校のC君になりすまし、ネットに嘘の書き込みをした。調べていくと、A君の仕業と判明し、学校間トラブルに発展した。



・他人になりすます行為は、発言の責任を発言者ではない誰かになすりつけることになるため、それによるなりすまされた人が傷ついたり、信用を失ったりした場合、名誉毀損等で訴えられる可能性があることを理解させる。

⑤ いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チーム（常設）の設置

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの未然防止に取り組み、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー等の必要と思われる教職員等を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会又は部会扱いとして組織図に位置付ける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・児童会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童、保護者等への周知
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・町教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザー等の活用 等

キ 重大事態への対応

- ・町教育委員会への報告・相談
- ・町教育委員と連携した対応 等

ク いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・教育委員会、関係機関への協力要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

(2) いじめ問題個別案件対応班について

① 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

② 構成

- ・当該児童生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ・いじめ対応アドバイザーを要請した場合、アドバイザーが加わることもある。
- ・いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

例) 小6児童が小5児童から下校中に殴られ、登校を渋るようになった事案

→小6担任、小5担任、各学年主任、下校指導担当者、生徒指導主事、教育相談担当者、スクールカウンセラー

例) 一定の解消が見られた事案に対し、同一学級に在籍する加害生徒の保護者が学校の対応に不満を訴えてきた事案

→学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭

③ 機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・役割分担に沿った対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

(3) いじめ対応アドバイザーの活用について

① 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

② 活用例

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・具体的対応策に関する指導・助言
- ・警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
- ・心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- ・いじめ問題に関する研修講師

(4) いじめの未然防止等に関わる具体的な取組

以下の例をもとに、年間計画を作成する。それに基づき各担当者から具体的な取組を提案し、全職員で推進する。なお、児童の実態や学校の状況に合わせ取組を工夫・改善していく。

① 生徒指導に関わる取り組み

校内での規律を定着させ、規範意識を醸成することで安心して学ぶ環境が整う。「自己指導能力を育む」ために、問題対処的な生徒指導ではなく、いじめの未然防止につながる積極的な生徒指導に取り組む。

【取組】(例)

- ・学期はじめに学校ルールの徹底に取り組み、児童の規範意識を高める。
- ・生活目標を通して「よりよく生きる態度」を身につける。また強化週間を設け指導の徹底を図る。
- ・自己の生活態度を振り返る場を意図的に設定することで、PDCA サイクルが意識できるなど自己指導能力を育てる。
- ・学校内の人間関係のつながりづくりを進めるため「つながリング 2018」に取り組む。

② 授業改善に関わる取り組み

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善に取り組み、全職員が共通実践する。

【取組】(例)

- ・学期に1回「オープン授業週間」を設定し、教職員相互で授業を参観し合う。
- ・学校全体で「聞く姿勢」について共通理解し、強化週間を設け指導する。
- ・児童が自己決定し、自分の意見や考えを表現する場を設定する。

③ 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実に図る。

【取組】(例)

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画や全体計画別葉を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。
- ・人権週間に、共通の題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて人権に関わる授業を実施する。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心の繋がりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】(例)

- ・運動会等の学校行事でより多くの児童生徒に役割を与える。
- ・児童会や委員会活動等を充実させる。
- ・校区の清掃活動や施設訪問等を行う。
- ・志賀っ子ホメホメ大作戦による、多くの児童が認められる場づくりをする。

⑤ 児童会の取り組み

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】(例)

- ・いじめ撲滅キャッチコピーを作成する。
- ・いじめを題材とする創作劇を実施する。
- ・挨拶運動を行うなど「よりよい生活態度」を身につける活動を行う。
- ・月の生活目標を意識した委員会活動を行う。

⑥ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、インターネット上のルール・マナーを遵守することの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、スマートフォン（携帯電話）やインターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】(例)

- ・外部講師を招き、インターネットを使いたいじめの防止に関する講演会を実施する。
- ・年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑦ アンケートや教育相談

年間に複数回（学期に2回程度）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】(例)

- ・「学校生活アンケート（いじめ）」を実施する。（記名式）
- ・学期に1回程度相談週間（ハートフルウィーク）を設け、「教育相談」を実施する。
- ・QU アンケートを用いて、学級満足群や学級不満足群について調査し、児童理解の会を開催し、結果を指導に生かす。

⑧ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置付け、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】(例)

- ・いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・いじめ対応アドバイザー等の講師を招き、いじめの防止等についての研修を行う。

⑨ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】(例)

- ・PTA総会で、学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- ・いじめアンケート等の結果について、本町の結果と比較しながら保護者に提示する。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・児童クラブや各種スポーツ団体等の指導者と情報交換する機会を設ける。

(5) いじめの未然防止等に関わる取り組みの年間計画（令和8年度版）◎主担当 ○副担当

月	ABC：具体的な取組 ①～⑧：第2章1（4）の項目	チェック	生指	相談	研究	道徳	人権	特活	情報	対チ
4月	A 学校生活・学習のルールの徹底 ①②		◎		◎					いじめ問題対策チーム（常設）が各種取組の検証を行う
	B つながリング（エンカウンター等）④		◎			○		○		
	C しかっ子あいさつ運動 ③		◎					○		
5月	A いじめアンケートやSCとの教育相談 ⑦		◎	◎						
	B 道徳教育や人権教育の充実 ③					◎	◎			
	C 情報モラル教育と保護者への啓発⑥⑨		○						◎	
6月	B QU アンケートの実施と分析 ⑦		◎	○						
	C しかっ子そうじ運動 ③		◎					◎		
7月	A いじめアンケートや教育相談 ⑦		◎	◎						
	B つながリング（読み聞かせ）⑤		○					◎		
	C いじめ発見チェックリスト ⑦		○	◎						
8月	A 人間関係づくりエクササイズ研修 ⑧		◎			○		○		
	B 生徒指導校内研修（指導力・対応力向上）⑧		◎							
	C 各種アンケートを集計・考察 ⑦		◎	◎						
9月	A 学校生活・学習のルールの徹底 ①②		◎		◎					
	B つながリング（エンカウンター等）④		◎			○		○		
	C いじめアンケート（記名）や教育相談 ⑦		◎	◎						
10月	A つながリング（読み聞かせ）⑤		○					◎		
	B 友達と進んで関わろう大作戦 ③④		○				◎			
	C 情報モラル教育と保護者への啓発 ⑥⑨		○						◎	
	D QU アンケートの実施 ⑦									
11月	A いじめ防止強化月間の取組（道徳・人権）③					◎	◎			
	B 保護者とのいじめアンケート（記名）やSCとの教育相談 ⑦		◎ ◎	◎ ◎						
12月	A つながリング（読み聞かせ）⑤		○					◎		
	B しかっ子そうじ運動 ③		◎					◎		
	C 各種アンケートを集計・考察 ⑦		◎	◎						
1月	A 学校生活・学習のルールの徹底 ①②		◎		◎					
	B つながリング（エンカウンター等）④		◎			○		○		
	C いじめアンケート（記名）や教育相談 ⑦		◎	◎						
2月	A しかっ子ホメホメ大作戦 ③④		○				◎			
	B つながリング（読み聞かせ）⑤		○					◎		
	C しかっ子あいさつ運動 ③		◎					◎		
	D QU アンケートの分析 ⑦									
3月	A 情報モラル教育と保護者への啓発 ⑥⑨		○						◎	
	B いじめアンケート（記名）や教育相談 ⑦		◎	◎						
	C 次年度修正案作成 （対策チームのアドバイスを受けて）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※各担当者からの提案を受けて学級担任を中心に取組を推進し、いじめの未然防止に努める。

(6) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不真面目な態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休 み 時 間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

○注意しなければならない児童の様子

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
そ の 他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

○いじめを受けている児童が家庭で出すサイン

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

○インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(7) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まず、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。

- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望む連携した姿】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望む連携した姿】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。

- ・いじめに関する情報については、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者の辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や全校集会（学年集会）等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

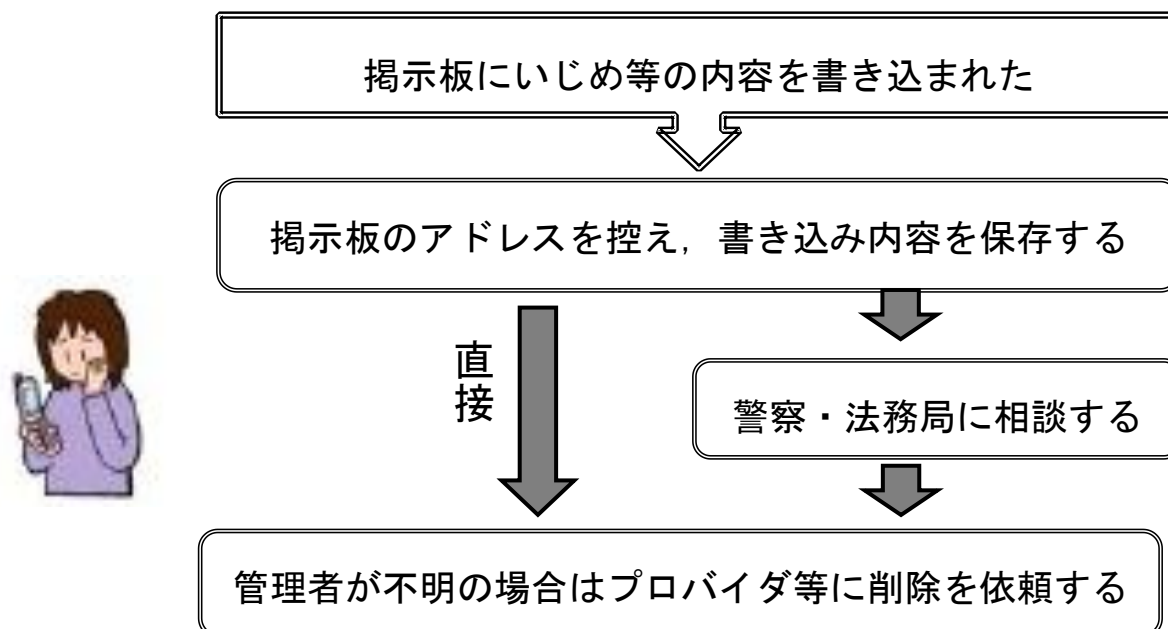
⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの学校の対応

- ・被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。
- ・把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。
- ・被害者本人への対応（不安の共感的理解、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。
- ・書き込み者が特定できた場合には、当該児童生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が

掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

- ・書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

《対応手順》



2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに町教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、町教育委員会の指導の下、調査する。

いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、町教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、町教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

第3章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

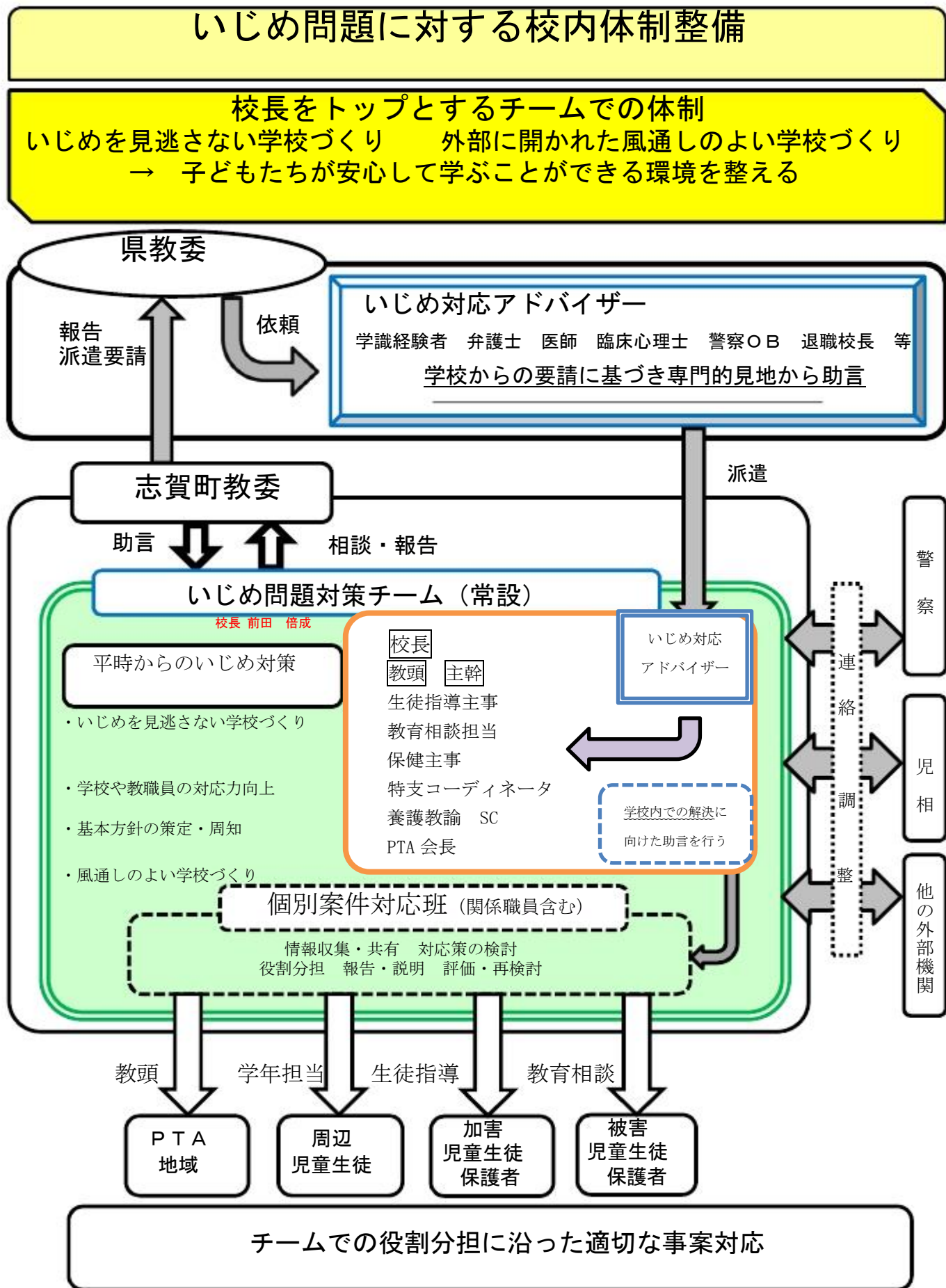
1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した「志賀小学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関・外部連携機関

相 談 機 関	電話番号	受付時間
志賀町教育委員会	0767-32-9116	月～金 8:30～17:15
志賀町保健福祉センター	0767-32-0339	月～金 8:30～17:15
石川県能登中部保健福祉センター	0767-53-2482	月～金 8:30～17:45
石川県能登中部保健福祉センター 羽咋地域センター	0767-22-1170	月～金 8:30～17:45
石川県能登中部保健福祉センター 七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
石川県 24時間子供SOS相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
全国統一 24時間子供SOSダイヤル	0570-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県こころ相談ダイヤル	076-237-2700	月～金 9:00～16:00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話（一般）	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日・祝 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

3 いじめ問題に対する校内体制整備



4 いじめ問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でP D C Aサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行う。

(1) 指導体制のチェックポイント

- ・ いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。(チーム)
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。(チーム)
- ・ いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。(チーム)

(2) 早期発見・早期対応

- ・ 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。(教職員)
- ・ 児童生徒の生活実態について、例えば、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの確に対応しているか。(チーム・教職員)
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。(チーム)
- ・ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- ・ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。(チーム)
- ・ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。(チーム)

(3) 教育指導

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。(教職員)
- ・ 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童会・生徒会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。(教職員)

- ・いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。(チーム)
- ・いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。(チーム・対応班)
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。(チーム・対応班)

(4) 家庭・地域社会との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画(学校いじめ防止基本方針)等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。(チーム)
- ・家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。(チーム・対応班)

※()内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。

5 資料 いじめ問題に関して犯罪に該当する可能性がある行為について

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする →「暴行罪」(刑法第208条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる →「傷害罪」(刑法第204条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す →「脅迫罪」(刑法第222条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる →「強要罪」(刑法第223条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる →「恐喝罪」(刑法第249条)
- ・教科書等の所持品を盗む →「窃盗罪」(刑法第235条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る →「強盗罪」(刑法第236条)
- ・自転車を故意に破損させる →「器物損壊罪」(刑法第261条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→「名誉棄損罪」(刑法第230条),「侮辱罪」(刑法第231条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る →「強制わいせつ罪」(刑法第176条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)